

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

・市場価格のあるものは、会計年度末における市場価格によっています。

・市場価格のないものは、出資金額によっています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～75 年

物品 5 年～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法によっています。

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内 のリース取引及びリース料総額が 3 0 0 万円以下のリース取引を除く。）は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品及びソフトウェアについては、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として計上しています。なお、区分が不明な場合は、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 出納整理期間及び会計年度末の計数について

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

② 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.8%	—

(2) 貸借対照表に係る事項

① 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

・標準財政規模	5,663,099 千円	
・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	663,230 千円	
・将来負担額	11,099,363 千円	
・充当可能基金額	4,587,151 千円	
・充当可能特定歳入	444,068 千円	
・基準財政需要額算入見込額	6,295,088 千円	

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産（長期延滞債権、徴収不能引当金を除く）の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書業務活動収支	303,180 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	11,700 千円
減価償却費	▲2,040,196 千円
徴収不能引当金繰入額	0 千円
退職手当引当金繰入額	▲40,784 千円
賞与引当金繰入額	▲27,456 千円
その他	224,559 千円
純資産変動計算書の本年度差額	▲1,568,997 千円